

令和7年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和7年5月21日（水）第5回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠	7番 小 林 和 夫
8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭	11番 早乙女 八重子
12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男
15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博
18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好	

(17名)

欠席委員

4番 関 口 清 10番 奈 良 茂 男

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 大 貫 友 美
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃 奈 乃
	主 事 半 田 まゆか	
経済部農政課	主 事 高 橋 千 諒	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 大 貫 友 美

—◇—
◎事務局長は開会に先立ち、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についての2番
について、面積の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和7年第5回鹿沼市農業委員会総
会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り、次の者を指名し決定した。

13番 松 井 研 吉 委員、14番 小 平 敏 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程第2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、贈与2件、賃借権設定1件の合計4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番の●●さんから●●さんへの譲渡の件は、事務局の説明のとおり何ら問題ございませんので、ご承認のほどよろしく申し上げます。

◎田島正男委員 2番の仁神堂町の件は、仁神堂町の●●さんから仁神堂町の●●への賃借権設定による申請です。ハウスを建てて、さつきを育てるとのことです。問題ありませんのでご承認よろしく申し上げます。

◎仲田裕子委員 3番は、現地も確認いたしましたが、綺麗に整地され作付けもきちんとされている農地で、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎早乙女八重子委員 4番の上石川の件は、●●さんから●●さんへの売買による所有権移転です。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。5ページをご覧ください。1番ですが、高谷において●●申請の園芸用土採取への一時転用であります。申請地は周囲を畑、田及び道路に囲まれた農地であり、農振農用地に区分されますが、不許可の例外の中の、一時的な利用に供する場合に該当します。なお、本件は令和4年度に一時転用の許可を出していますが、一時転用期間の3年以内に事業の完了が見込めないため、再度許可申請を行うよう求めたものであり、先月にも同様の再許可申請が議案として上がっておりました。繰り返しのになってしまいますが、改めて一時転用の再許可について説明いたします。農地法では一時転用の期間は原則3年と定められ

ております。しかしながら今回のケースのように、天候不良等により事業が計画どおり進まず結果として3年以内に完了しないことがあります。このようなケースの場合の対応について農地法を所管している農水省は「一時転用許可の再申請は原則できないが、引き続き利用する場合であって、いったん農地復元をして再度一時転用許可を受けて改めて転用することが著しく不経済であるときには、例外的に、一時転用の再申請について許可することも差し支えない。」と示しています。農水省の考え方を踏まえたと、一時転用は原則3年以内に完了するものとして許可をする。しかしどうしても終わらない場合、今回についていえば、土採取は完了していますが埋戻しが終わっていないといった状況の場合は、再度許可申請をさせて、許可が下りた後に改めて事業を行わせるという形を取らざるを得ないということになります。以上のことから、3年以内に完了しなかった園芸用土採取については再度許可申請を行わせるという形となります。次に2番であります。千渡において●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を、畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、不許可の例外の中の、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。以上、5条転用2件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎松井研吉委員 5月14日に、私と関口委員、大貫係長、永嶋主査の4名で、現地調査に行きまして。1番は事務局の説明のとおり、3年以内に終わらなかったということで始末書が必要と見てまいりました。2番は●●さんから●●さんへの所有権移転による一般住宅への転用ですが、現地は特に問題ありませんでしたのでご報告いたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の高谷の件は、●●さん、●●さんから、●●への賃貸借権設定による園芸用土採取のための再許可申請です。鹿沼土と赤玉土は掘り終わっていますが、埋め戻しが終わっていませんので再申請することになりました。始末書付きになりますが、ご承認のほどよろしく願いいたします。2番の千渡の件は、千渡の●●さんから千渡の●●さんへの所有権移転による一般住宅のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、1番と2番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号及び議案第4号の「農用地利用集積等促進計画の公告について」を一括して議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（半田主事） 議案第3号及び4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」ご説明いたします。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき農用地利用集積等促進計画を作成し、同法19条により、この農用地利用集積等促進計画の案を市が作成する場合には農業委員会の意見を聞くものとされています。このたび、鹿沼市長より令和7年4月30日付けで、農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。議案書には、農地中間管理事業の再配分、新規一括方式について記載しております。議案書6ページをご覧ください。受け手から返還を受けた農地を再度別の受け手に貸し付ける再配分のための計画が2件、6筆、7, 362.34㎡となっております。議案書7ページから23ページをご覧ください。新規の一括方式での計画が28件、106筆、166, 433㎡となっております。以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律18条5項第2及び3号に掲げる各要件を満たしていると判断しました。以上、議案第3号と4号について、まとめてご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号の26番と27番の案件が●●委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため同委員を一時退席させたのち、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、26番と27番の承認について諮り、許可することに決定した。

◎議長は●●委員の入室を促し、引き続き議案第3号及び議案第4号について質問を求めた。

◎議長は、議案第4号と議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、議案第3号の1番及び2番と、議案第4号の3番から25番及び28番から30番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課高橋主事） 議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」ご説明させていただきます。お手元の議案書24ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。番号1番の下沢、●●さん申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、230㎡の内の173.35㎡です。場所は下沢地内の鹿沼市森林組合から北西へ約340mに位置し、北と西を畑、南を雑種地、東を宅地に接しています。この案件は既に建ってしまっているという、いわゆる違反案件であり、違反是正のため申出書が提出されました。申請地には農業用の物置が設置、また堆肥を置くための場所が舗装されており、現在も利用しています。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が

少ないことから用途区分の変更に支障は無いと思われます。続いて番号2番の白桑田、●●さん申出の、農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は1筆で、346㎡です。場所は白桑田地内の白桑田公民館から南東へ約230mに位置し、西を宅地、北と東と南を田に接しています。この案件も既に建ってしまっているという、いわゆる違反案件であり、違反是正のため申出書が提出されました。申請地には農業資材を保管するための石蔵と、農機具を格納するためのガレージが設置されており、現在も利用しています。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更に支障はないと思われます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1番の案件でございますけれども、事務局の報告のとおり始末書付きでよろしくお願ひいたします。

◎松井研吉委員 白桑田の●●さんの案件ですが、住宅と隣接している部分でして、農政課の説明のとおり周囲への影響もありませんので始末書付きでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問が無いため承認について諮り、1番と2番について異存無しと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時30分に閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和7年5月21日

議 長

署名委員

署名委員
